

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
1	哺乳類	ヨーロッパアナウサギ	在来植生への食害が懸念されている。	ペットとして飼育する場合は、逸出しないよう適切な管理を行う必要がある。	ペットとして流通している。野生種を家畜化したもので、カイウサギとも呼ばれる。
2		シベリアイタチ(チョウセンイタチ)	在来の小動物を捕食する。また、在来のニホンイタチが生息地をめぐって競合し、駆逐されている。		
3		フェレット	在来の小動物を捕食する。また、在来種と生息環境をめぐり競合・駆逐するなど、生態系への影響が指摘されている。	ペットとして飼育する場合は、逸出しないよう適切な管理を行う必要がある。	ペットとして流通している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
4		キタキツネ	在来の小動物を捕食する。また、在来種と生息環境をめぐり競合・駆逐するなど、生態系への影響及び在来種との交雑による遺伝的かく乱が指摘されている。さらに、寄生虫エキノコックスを媒介する。		
5		ギンギツネ	在来の小動物を捕食する。また、在来種と生息環境をめぐり競合・駆逐するなどの生態系への影響及び在来種との交雑による遺伝的かく乱が指摘されている。	ペットとして飼育する場合は、逸出しないよう適切な管理を行う必要がある。	ペットとして流通している。
6		チョウセンシマリス	在来種と生息地が競合し、これを駆逐するおそれがある。	ペットとして飼育する場合は、逸出しないよう適切な管理を行う必要がある。	ペットとして流通している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
7		プレーリードッグ属	在来種と生息地が競合し、これを駆逐するおそれがある。	ペットとして飼育する場合は、逸出しないよう適切な管理を行う必要がある。	ペットとして流通している。
8		ヤギ	在来植生への食害が懸念されている。		野生種を家畜化したもの
9	鳥類	インドクジャク	県内で少数の観察例があるが、定着しているかは不明。沖縄県島しょ部では、飼養個体の逸出や放棄により野生化し、昆虫、陸貝、両生・爬虫類等を捕食することから大きな問題となっている。個体サイズが大きいため捕食量も多く、在来種への影響が大きいとされる。	捕食による地上性生物への影響が指摘されていることから、飼養個体の逸出を防ぐために適切な管理を行う必要がある。	ペットとして飼養される。環境省要注意外来生物リスト掲載種
10		コウライキジ	県内で少数の観察例があるが、定着しているかは不明。在来種キジと交雑することが知られ、定着した場合には遺伝的攪乱のおそれがある。	交雑による遺伝的攪乱のおそれがあるため、県内への持込み及び飼養については、逸出を防ぐために適切な管理を行うことが重要である。	食用等で飼養される。
11		ヒゲガビチョウ	県内で複数の観察例があり、定着していると思われる。具体的な被害の報告はないが、個体数の増加が予想され、県内の森林生態系における鳥類種の構成を変えるおそれがある。	四国以外での確認例がなく、侵入の経緯が明らかでないため、新たな侵入を阻止する手段が講じられない。現在は定着の初期段階にあり、個体数の増加を抑える対策を講じる必要がある。	ペットとして持ち込まれたと思われるが、侵入の経緯は不明。

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
12	両生・爬虫類	アフリカツメガエル	発生学等の実験動物(研究モデル)として流通し、それらの流通個体からは「(カエル)ツボカビ」が検出されており、病原菌の媒介となっている。	飼育で使用した水は、消毒処理が必要である。	ペットとして持ち込まれたと思われるが、侵入の経緯は不明。環境省要注意外来生物リスト掲載種
13		ミシシippアカミミガメ	在来種であるイシガメ、クサガメなどとの競合が確認され、在来のカメ類の生存を脅かしている。また、大型で産卵数も多く、低環境にも耐性に優れている。	これ以上分布を拡げないために適切な管理が必要である。	1950年頃から本種幼体が「ミドリガメ(通称)」として販売され、飼養者が放逐等したことにより野生化し、県下全域に分布している。特に松山市北部においては、本種が常に優占している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
14		ワニガメ	雑食性で、在来の両生類、爬虫類、魚類等を捕食することが指摘されている。また、2007年に国内での産卵が確認されていることから、県内での定着も懸念される。	県内で特定外来生物のカミツキガメとともに本種の発見・捕獲が報道されており、かみ付きによる人身被害が懸念される。なお、動物愛護法に規定する特定動物に指定されており、本種の飼育には許可が必要である。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
15	昆虫類	トガリアメンボ	急激に分布域を拡大しており、在来のアメンボと生息環境をめぐり競合することが指摘されている。 大形の雌でも5mmを超えない小形のアメンボ、有翅型と無翅型があるが、愛媛県ではまだ有翅型は発見されていない。	他のアメンボ類に影響を与えずにトガリアメンボだけを駆除する方法は今のところない状況。冬期の低温が次年度の発生の制限因子になる可能性があるが本種の低温耐性は研究されていない。	2005年に新居浜市で発見されて以降、東予、中予地方に分布拡大。2009年には鬼北町でも発見された。
16		キマダラカメムシ	在来植生を食害する(庭木、街路樹の幹から吸汁する。幼虫時は集団で加害することがあるので不快に感じる人が多い。サクラ、エノキ、ケヤキ、カキ、ホルトノキ、トウカエデなど多くの樹種が加害される。) 成虫になると20mmを超える大形のカメムシで、黒紫色の扁平な体の背面全体に淡黄褐色の小班をもつ。脚にも淡黄褐色の環紋がある。	街路樹や庭木に大発生した時は、殺虫剤による駆除が必要になると思われる。	最近、九州各地や広島県、岡山県などで侵入が確認され、愛媛県への侵入が非常に危惧される状況にある。
17		アワダチソウゲンバイ	県内に定着しており、在来のキク科植物を食害する(栽培種への加害は現状ではヒマワリに目立つが、サツマイモへの加害例も報告されている。キク科雑草への加害は甚だしいものがある。) 3mm程度の扁平な軍配状の形をしており、体背面は全体がレース状、淡褐色と白色の斑入り状で頭部にミラーボール状の突起物がある。	ハウス栽培のキクへの加害が懸念されることから、ハウス周辺のカメムシの駆除をする必要性がでてくる。	2004年に愛媛県で始めて発見され、その後急速に県内各地に分布を広げている。2005年には中予地方で広く確認されている。

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
18	昆虫類	プラタナスグンバイ	県内に定着しており、主にプラタナスに寄生し、吸汁する。プラタナスの他ブナ科、カエデ科等広範な樹木に害を及ぼすとされている。プラタナスの葉から吸汁するため、多発生すると葉は全体が白化し、枯れて最終的に落葉する。松山市内のプラタナスはほぼ被害を受けている。庭木として単独で植えられている木でも同様の被害を受ける。	多発生した時は被害状況が目立つので、街路樹が加害される場合は、早めに薬剤散布を行う必要がある。防除をする場合、多発生時には天敵であるグンバイカスミカメムシも増えてくるので、天敵の発生状況も考慮した方がよい。	2001年名古屋市で最初に発見され、愛媛県でも松山市で同年侵入が確認された。侵入当初は侵入地点周辺に分布が限られていたが2003年頃から松山市内に広く見られるようになった。本県ではプラタナス以外の食樹は確認されていない。
19		ヘクソカズラグンバイ	県内に定着しており、在来のヘクソカズラを食害する。日本での加害植物はヘクソカズラのみである。本種の寄生を受けると葉に微小な吸汁痕があらわれるが、被害が進むと葉全体が白化し、やがて枯れ落ちる。	現状では分布地が限定され、かつ被害植物が極めて普遍的に分布するヘクソカズラに限定されているので、特段の防除対策は必要ないと思われる。	2006年松山市樽味で始めて発見され、2007年には東温市、その後松山市内で3ヶ所発生場所が追加されただけであったが、2009年度の調査で既知の発生場所から遠く離れた四国中央市で発生が確認された。アワチソウグンバイに比べ、分散速度は遅いが着実に分布を広げている。
20		ヨコヅナサシガメ	県内に定着しており、在来の昆虫類を捕食する。大形で人目に付く場所に生息するので子供がよく捕まえて刺される。刺された場合は、激痛があり皮膚科を受診するケースも多い。ヤニサシガメなどの在来種と競合し、駆逐することが懸念されている。	幼虫、成虫とも群生することが多いので、特に人出の多い公園などでは防除の必要が必要となる可能性がある。しかしながら、基本的にはケムシ等の天敵なので防除は慎重に行うべきである。	ほぼ全県的に分布するが平地の公園や庭、堤防並木など人為的環境に生息することが多い。
21		オオクワガタ東南アジア産亜種	在来種と交雑しており、遺伝的かく乱が懸念されている。	飼養個体が野外へ逸出しないよう適切な管理を行なうことが重要である。	ペットとして流通している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
22		ヒラタクワガタ東南アジア産亜種	在来種と交雑しており、遺伝的かく乱が懸念されている。	飼養個体が野外へ逸出しないよう適切な管理を行なうことが重要である。	ペットとして流通している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
23		アルファルファタコソウムシ	広く県内に定着しており、牧草や在来のマメ科植物を食害する。発生量が多い時はレンゲやクローバーの殆どの葉が食べられ草体の成長が阻害され、花も咲かなくなる。	農薬によって防除が可能であるが、ミツバチに対する影響が大きいので農薬防除が困難である。	レンゲを食害するので、養蜂業への被害が報告されている。
24	ブタクサハムシ	県内に定着しており、在来のキク科植物(ヒマワリやキクイモなど)を食害する。また、外来雑草であるブタクサを最も好み、オオブタクサ、オオナモミ等も食害する。	ブタクサは外来植物であるが、分布が局在しており、ブタクサの自生しない場所ではヒマワリなどの作物への加害が促進される可能性がある。	県内に広く分布していると思われるが、確認されているのは中予地方が圧倒的に多い。最近、しまなみ島嶼部でも確認されている。	

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
25	昆虫類	ジャバホソヒラタムシ	本県に定着しており、在来のホソヒラタムシ類と競合している。 体長3mm程度、茶褐色の細長い扁平な体形をしている。頬の部分が高いのがこのグループでは特徴的である。平地や低山地のワラや積草の中などで発見される食菌性の種。		詳しい侵入時期、侵入経路は不明であるが、愛媛県では2000年頃から野外で採取されるようになった。
26		ヒロヘリアオイラガ	広く県内に定着しており、サクラ、ケヤキ等在来の広葉樹や庭木、果樹を食害する。	ウメやプラムなど果樹に発生した場合は防除が必要である。また、庭木に発生した場合も駆除した方がよい。	幼虫のとげには毒がある。また、繭にも毒とげが付着しているので触れないよう注意。
27		アメリカシロヒトリ	県内に定着しており、しばしば大量発生し、サクラ、コナラ等の在来の広葉樹や街路樹を食害する。若齢時は小枝を包むように糸を張りめぐらせて集団で葉を摂食する。被害葉は葉脈を残してスカリ状となる。アメリカカフウの大木でも丸坊主になるほどの激しい被害が出る。	カキ、リンゴ、プラムなど果樹に発生した場合は防除が必要である。また、庭木に発生した場合も駆除した方がよい。	街路樹や庭木も食害する。ほぼ全県的に分布するが平地の公園や庭、街路樹、堤防並木など人為的に植樹されたものに対する加害が殆どである。山地には生息しないと思われる。
28	貝類	ムラサキイガイ	県内に定着し、在来の生物と固着場所が競合している。また、在来生物を被覆し、駆逐する事例が報告されている。		ムール貝と呼ばれ、食用に流通している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
29		台湾シジミ	在来のマシジミとの交雑による遺伝的かく乱が懸念されている。台湾シジミの移入により、マシジミを消失させることが報告されている。	不用意な移植放流が在来生態系に影響を及ぼすおそれがあることに留意し、適切な管理を行うことが重要である。	食用として流通している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
30		シナハマグリ	在来のハマグリとの交雑による遺伝的かく乱が懸念されている。	不用意な移植放流が在来生態系に影響を及ぼすおそれがあることに留意し、適切な管理を行うことが重要である。	食用として流通している。環境省要注意外来生物リスト掲載種
31		サキグロタマツメタ	在来の貝類を食害する。		
32		チャコウラナメクジ	在来のナメクジより乾燥に強く、生息地が競合する。		
33		シマメノウフネガイ	在来の貝類に付着し、その成長を阻害する。		
34		サカマキガイ	低環境でも生息が可能で、繁殖力が強く、在来生物と生息地が競合し、これを駆逐する。また、雑食性で食欲が旺盛であることから、在来種を捕食する。	観賞魚や水草に付いて非意図的に導入されたと考えられているので、観賞魚の飼育で使用した水は、適切に処理する必要がある。	
35	海産動物	イッカクモガニ	低環境でも生息が可能で、繁殖力が強い。そのため、在来生物と生息環境をめぐり競合し、駆逐するおそれがある。 貧酸素環境に強く、また、周年繁殖を行うことから、東京湾で貧酸素水界である青潮が生じた際に大量発生したことがある。環境が改善されれば、大発生などは起こらなくなると考えられる。		船舶のバラスト水から移入。

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
36	海産動物	カサネカンザシ	本県に定着し、在来の生物と生息環境及び食物をめくり競合している。また、在来生物を被覆し、駆逐する事例が報告されている。 養殖カキの殻上に多量に付着し、カキと餌をめぐる競合に加え、カキ殻の開閉を妨げて窒息死させる被害があった。		環境省要注意外来生物リスト掲載種 船舶のバラスト水から移入。
37		タテジマフジツボ	本県に定着し、在来の生物と生息地が競合している。 河口域での取水施設等に汚損被害を与えており、広い範囲の塩分濃度で生息可能であり、乾燥耐性も高い。		環境省要注意外来生物リスト掲載種 船舶のバラスト水から移入。
38	魚類	ソウギョ	河川・湖沼等に食用又は除草を目的に放流され、過剰に放流された水域では在来植物群落を壊滅させる事例が報告されている。繁殖の可能性は低いが、寿命が長く、1個体の及ぼす影響は長期に及ぶと考えられる。	在来植生へ影響を及ぼすおそれがあるので、安易な放流をしないよう適切な管理を行うことが重要である。また、水生植物、藻類への被害状況によっては速やかに駆除を図る必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
39		タイリクバラタナゴ	県下を含め国内で広く定着し、在来のタナゴ類と生息地が競合し、これを駆逐している。また、ニッポンバラタナゴとの交雑による遺伝的かく乱等の影響が指摘されている。	他魚種の移植放流に混入して侵入した可能性が高い。在来生態系に影響を及ぼすおそれがあることに留意し、適切な管理及び必要に応じて生息密度の低下を図る必要がある。	観賞魚として人気があり、広く流通している。
40		ハス	県内の一部河川で定着・繁殖が確認されている。また、在来種を捕食、在来種と生息地が競合し、これを駆逐するため、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがある。	他魚種の移植放流に混入して侵入した可能性が高い。在来生態系に影響を及ぼすおそれがあることに留意し、適切な管理及び必要に応じて生息密度の低下を図る必要がある。	
41		ムギツク	在来の小型コイ科魚類などの遊泳魚と生息地が競合し、これを駆逐するほか、託卵(ドンコ)や卵の捕食などにより底生魚への影響が懸念される。	県内では一部河川で記録されている。生息数は不明であるが、繁殖可能と考えられるため、生息状況に留意する必要がある。	
42		カラドジョウ	国内で広く定着し、在来のドジョウとの競合が指摘されている。また、県内でも一部地域で定着が確認されている。	釣りえさや食用として輸入されたドジョウにしばしば混在しており、これらの安易な放逐が由来と見られる。県下では現在、侵入の初期段階にあり、早期に除去することが望ましい。また、今後釣り餌や食用のドジョウを放逐しないよう十分な注意が必要である。	環境省要注意外来生物リスト掲載種

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
43	魚類	オヤニラミ	肉食性で水生生物全般を捕食するため、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがある。また、排他性が強く多種を駆逐する。観賞魚として人気があり繁殖も容易であるため、天然水域へ放逐される可能性が高い。	環境省レッドデータブックで準絶滅危惧種とされる一方、自然分布域外の各県で、移殖放流により定着した事例があり、滋賀県では指定外来種に指定されている。本県も自然分布域外であるので移植放流はすべきでない。また、ペットとして流通しているため、逸出又は放逐しないよう適切な管理を行うことが重要である。野外で発見した場合は、予防原則から除去する必要がある。	国内移入種 滋賀県では指定外来種に指定されている。
44		タイリクスズキ	養殖用として輸入されたものが逸出し、宇和海河口域を中心に定着が確認される。繁殖の有無は不明であるが、スズキと生息地が競合し、これを駆逐するほか、交雑の可能性や他の在来種の捕食などが懸念される。	在来生態系に影響を及ぼすおそれがあることに留意し、養殖場所から野外へ逸出しないよう適切な管理を行うことが重要である。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
45		カムルチー	国内に定着しており、県内でも一部定着が見られる。水生生物全般を捕食するほか、在来種と生息地が競合し、これを駆逐するため、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがある。	現在食材としても釣り対象としても積極的に利用されておらず、生息水域では放置状態にある。在来生態系に影響を及ぼすおそれがあることに留意し、適切な管理を行うことが重要である。また、生息地からの移植放流は慎むべきである。	雷魚と呼ばれ、釣りの対象魚としてかつて人気があった。 環境省要注意外来生物リスト掲載種
46		コウタイ	国内の一部で定着事例がある。他のタイワンドジョウ科魚類と同様、水生生物全般を捕食するほか、在来種と生息地が競合し、これを駆逐するため、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがある。	県内の自然水域では確認事例がなく、発見した場合は、予防原則から除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
47		タイワンドジョウ	国内に定着しているが、県内での定着は不明。在来種を捕食するほか、在来種と生息地が競合し、これを駆逐するため、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがある。	県内での確認事例はないが、カムルチーと区別されていない可能性もある。発見した場合は、予防原則から除去する必要がある。	雷魚と呼ばれ、釣りの対象魚として人気がある。 環境省要注意外来生物リスト掲載種
48		ピワヨシノボリ	在来種(特にヨシノボリ類)との間で生息地が競合し、これを駆逐するほか、交雑による遺伝的かく乱等の影響が懸念される。	他魚種の移植放流に混入して侵入した可能性が高い。在来生態系に影響を及ぼすおそれがあることに留意し、適切な管理及び必要に応じて生息密度の低下を図る必要がある。	

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
49	高等植物	外来アゾラ類	アゾラ(Azolla)属の外来種で栽培品種・人工雑種などを含む(ただし、アゾラ・クリスタータ(A.cristata)は、外来生物法で特定外来生物に指定されている)。条件がよいと短期間に水面を広く範囲に寡占し、水中の在来水草の生育を阻害する。野鳥などの足に付着して移動することも考えられるが、アヤメ類など水生の園芸植物の苗を購入した際に苗ポットに混入している場合もある。	アカウキクサ(Azolla imbricata)とオオアカウキクサ(A. japonica)は在来種の希少植物であるが、アゾラ属の識別は極めて困難である。しかし、アゾラが里の溜め池で急に増殖した場合は、まず外来種か雑種である可能性が高い。なお、分布域が拡大した後の除去は困難であるので、発生の初期に除去するか、この仲間を不用意に逸出させないことが必要である。	
50		オオサンショウモ	サンショウモ科のシダ植物で、浮葉性の一年草。現時点では県内の野生化は確認されていないが、観賞用水草(流通名:サルピニア)として県内の園芸ショップでも販売されており、逸出すれば野生化する可能性がある。兵庫県などで野生化が確認されている。	栽培に当たっては、常に管理下で栽培するとともに、栽培できなくなった場合は、野外へ遺棄することなく適切な処分を行うことが必要である。また、野生化が確認された場合は、速やかに除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
51		オランダガラシ	ヨーロッパ原産。アブラナ科の多年草で、水域で生育する水草である。クレソンの名前で食用として利用されている。繁殖力が極めて強く、条件がよければ小河川の水面を覆うほど生育し、在来種との競合や水路の流れを阻害するおそれがある。世界的に水路の雑草として問題となっている。	既に県内のほぼ全域で野生化しており、完全に除去することは困難であるが、希少在来種との競合が懸念される場合は除去することが必要である。また、県内では食用として意図的に移植したものが逸出し繁茂した事例もあるので、管理できない状況での移植は避ける必要がある。在来種のオオバナタネツケバナ(テイレギ)と酷似しているが、葉の形や果実の向きで区別される。	環境省要注意外来生物リスト掲載
52		セイヨウアブラナ	ヨーロッパ原産のアブラナ科の一年草又は多年草。元々は油糧作物として栽培されていたが、現在では景観改善や観光等の目的で植栽される場合が多い。西日本の河川敷では時に大発生し、県内でも重信川など各地で生育している。大群落となると、春には黄色のじゅうたんを敷き詰めたように見える。セイヨウカラシナとともにナノハナと呼ばれることもある。しかし、河川敷などに繁茂すると在来種と生育地が競合し、これを駆逐する危険性もある。	一般には景観に彩りを添えることから好意的に受け止められているが、一方では本来の在来植生を減少させるという問題点もある。特に自然度の高い地域で繁茂することは好ましいとは言えず、侵入の初期の段階で必要に応じて除去を検討する。	
53		セイヨウカラシナ	ヨーロッパ原産のアブラナ科の一年草又は多年草。西日本の河川敷ではときに大発生する。本県では1950年代から拡大を始め、既に全県的に分布が広がっている。重信川など河川敷では大群落となると、春には黄色のじゅうたんを敷き詰めたように見える。セイヨウアブラナとともにナノハナと呼ばれることもある。しかし、河川敷の在来種と競合し駆逐する危険性もある。	一般には景観に彩りを添えることから好意的に受け止められているが、一方では本来の在来植生を減少させるという問題点もある。特に自然度の高い地域で繁茂することは好ましいとは言えず、侵入の初期の段階で必要に応じて除去を検討する。	

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
54	高等植物	カミヤツデ	中国南部原産のウコギ科の常緑低木、栽培からの逸出。他県では河川敷などで繁茂し、小型の在来種を被陰するおそれがあるとともに景観的にも問題となっている。	本県では各地で散発的に生育している段階だが、繁殖力が強いので、今後繁茂するようであれば早期に駆除する必要がある。特に自然度の高い地域では好ましいものではない。	
55		ヘラオオバコ	ヨーロッパ原産。オオバコ科の多年草で芝生、空き地、路傍、畑地などに生育する。繁殖力が強く河川敷や農耕地で拡大すると在来種と競合するおそれがある。本県では1950年代から確認され、現在では全県に分布している。	現時点では特に問題は生じていないが、繁茂した後の除去は困難であることから、自然度の高い地域で発生した場合は、拡大を監視し、必要に応じて早い段階で除去を検討する。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
56		アメリカセンダングサ	北米原産。キク科の一年草で、繁殖力が強く、路傍、荒地、耕作地、水辺などに生育して、在来種と競合し、これを駆逐する。	既に全県的に拡大しているが、自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
57		オオアレチノギク	南米原産。キク科の一年草又は越年草で、繁殖力が強く、路傍、荒地、耕作地などに生育して、在来種と競合し、これを駆逐する。	既に全県的に拡大しているが、自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
58		オオオナモミ	北米原産。キク科の一年草で、繁殖力が強く、路傍、荒地、耕作地などに生育して、在来種と競合し、これを駆逐する。ときに溜め池の露出湖岸などで大繁殖する。	既に全県的に拡大しているが、自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
59		オオブタクサ	北米原産で別名はクワモドキ。キク科の大型の一年草。河川敷きなど荒地に生育し在来種と競合する危険性がある。また、花粉症の原因植物である。	1950年代から東予で野生化の報告があり、南予でも報告があるが、まだ全県的には拡大しておらず、今後拡大するかは不明である。しかし、本州では蔓延している地域もあるので、確認次第、速やかに除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
60		外来タンポポ類	セイヨウタンポポとアカミタンポポである。いずれもヨーロッパ原産の多年草。繁殖力が強く、亜高山帯等の自然性の高い環境にも侵入し、在来種との競合のおそれがある。在来種との雑種が全国的に見られ、遺伝的かく乱が既に広く起こっている。	既に全県的に拡大しているが、自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
61		コセンダングサ	北米原産。キク科の一年草で、繁殖力が強く、路傍、荒地、耕作地などに生育して、在来種と競合し、これを駆逐する。	既に全県的に拡大しているが、自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
62	高等植物	セイタカアワダチソウ	北米原産。キク科の大型の多年草。1940年代以降に全国的に拡大し、県内でも荒地、空き地、休耕地などで普通に見られる雑草となっている。繁殖力が強く生育地を寡占し在来種を駆逐する。	既に全県的に分布しているが、繁茂した後の除去が困難であることから、自然度の高い地域や新たに造成したピオトープなどで発生した場合は、拡大を監視し、必要に応じて早い段階で除去を検討する。蜜源植物として植栽する場合もあるが、風散布種子あることから安易な植栽は避けるべきである。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
63		ハルジオン	北米原産の多年草でハルジオン、ハルシオンとも呼ばれる。外来種ヒメジオンと酷似している。繁殖力が強く、畑地や果樹園などに生育して在来種と競合し駆逐する。また、除草剤パラコート耐性型もあり、畑地の害草となる。	既に全県的に拡大しており、平地の公園などでは普通に見掛けられる。しかし、まだ侵入していない自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
64		ヒメジオン	北米原産。キク科の一年草又は越年草で、繁殖力が強く、畑地や果樹園、路傍、荒地などに生育して、在来種と競合し、これを駆逐する。	既に全県的に拡大しており、平地の公園などでは普通に見掛けられる。しかし、まだ侵入していない自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
65		ヒメムカシヨモギ	北米原産。キク科の一年草又は越年草で、繁殖力が強く、路傍、荒地、耕作地などに生育して、在来種と競合し、これを駆逐する。	既に全県的に拡大しているが、自然度の高い地域で在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
66		ブタクサ	北米原産。キク科の大型の一年草。河川敷など荒地に生育し在来種と競合する危険性がある。また、花粉症の原因植物である。	1950年代に本県に侵入し、その後、県内各地で確認されているが、全県的には拡大しておらず、今後拡大するかは不明である。しかし、本州ではまんえんしている地域もあるので、確認次第、速やかに除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
67		ブタナ	ヨーロッパ原産のキク科の多年草。1940年代から全国的に拡大し、本県では1970年代から拡大を始め、県内全域で確認されている。荒地や緑化法面、路傍などに生育し、拡大すると在来種と競合するおそれがある。	現時点では散発的な確認であり、特に問題は生じていないが、他県では河川敷で増殖した事例があることから、今後拡大するようであれば、必要に応じて除去を検討する。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
68		ツルニチニチソウ	南ヨーロッパ、北アフリカ原産のツル性の多年草。観賞用、グランドカバー用として栽培されているが、逸出したものが野生化しつつある。花がきれいであることから野生状態でも容認される場合が多いが、繁茂すると在来植物と競合するおそれがある。	苗の不用意な投棄は避ける必要がある。また、自然度の高い地域において繁茂状態は好ましくないの必要に応じて除去する。	

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
69	高等植物	ランタナ	南米原産でシチヘンゲなどの別名を持つ。クマツヅラ科の常緑低木で、茎はツル状に伸びて、周囲の在来植生を変質させる。観賞用として栽培されているものが逸出したものであるが、種子によっても繁殖する。	まだ本県では野生化は断片的である。今後の拡大は不明だが、海外では野生化が問題となっていることから、拡大し在来種との競合が懸念される場合は、除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
70		アツミゲシ	地中海沿岸が原産のケシ科の一年草又は越年草で荒地などに生育する。全国的に分布しており、近年も他県で大繁殖した例もある。本県でもまれに確認されている。	花はきれいであるが、繁殖力が強く、健康被害のおそれもあるため、発見次第、行政機関による速やかな除去が必要である。	
71		オオイタドリ	本州中部以北に自生するタデ科の多年草。県内では1977年に石鎚スカイラインの路傍で初めて確認されたが、その後、県内各地の林道法面で確認されている。高さ3mにも達する大型の植物であり、繁茂すると在来種と競合する。	導入は非意図的であるが、法面緑化用の種子に混じって侵入したものであると考えられている。県内に定着し、分布域を拡大しているため、必要に応じて除去を検討する。また、緑化の際には種子が混在しないように注意する必要がある。	
72		シナアブラギリ	トウダイグサ科の落葉高木。中国原産で採油用に栽培されてものが逸出し野生化している。在来種の樹林に侵入し競合するおそれがある。	成木となってからの除去は困難であるため、自然度の高い地域では、幼木の段階で必要に応じて除去を検討する。	
73		アメリカネナシカズラ	北米原産。ヒルガオ科の一年草のツル植物。海浜、河川敷などの乾燥した荒地に生育し、キク科、ウリ科、ナス科、シソ科、アブラナ科など多種類の植物に寄生し生育を妨害する。	既に県内各地に拡大しているが、自然度の高い海浜等で、在来種との競合が懸念される場合は、積極的に除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
74		ハゴロモモ	スイレン科の多年草で、沈水性。現時点での県内の野生化は不明だが、観賞用水草(流通名:フサジュンサイ、カボンバ、グリーンカボンバ、金魚藻)として観賞用水草として販売され、多用されている。本州以南の各地で野生化しており、野生化すると在来水草と競合するおそれがある。	栽培に当たっては、常に管理下で栽培し、栽培できなくなった場合は、野外へ遺棄することなく適切な処分を行う必要がある。また、野生化が確認された場合は、速やかに除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
75		外来ノアサガオ類	在来のノアサガオに極めて近縁であり、宿根アサガオ、琉球アサガオ、オーシャンブルー、西表アサガオ、クリスタルブルーなどの流通名で販売されている。花期が長く、昼間も咲くことから、近年、壁面緑化などで多用されている。開花しても多くの場合は結実しないが、強健で耐寒性もあり、栄養繁殖で繁茂し周囲の植生を被圧する。	県内各地で逸出し野生化しているが、現時点では深刻な被害は発生していない。管理できる範囲での栽培には問題はないが、管理の放棄や不用意な苗の投棄は避ける必要がある。	
76		キウイ	マタタビ科のツル性の落葉樹。中国原産のニュージーランドで改良された果樹であり、本県は全国第一位の産地である(2007年度)。耕作放棄地などからツルが伸び出して周囲の植生を圧迫する可能性がある。	栽培を中止する場合は、ツルが周囲に伸び出さないように管理する必要がある。実生による拡大は不明である。	

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
77	高等植物	イタチハギ	原産地は北米で、別名はクロバナエンジュ。マメ科の落葉低木で高さは2mほどになる。乾燥地でもおう盛に生育するため、1940年代以降に道路工事の際の法面緑化用に採用され、県内でも各地で多用されている。県内では顕著ではないが、他県では逸出し野生化が報告されており、その場合は在来種との競合が発生する。	自然度の高い地域での法面緑化樹としては避ける必要がある。また、逸出し野生化が確認された場合は、速やかに除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
78		ハリエンジュ	原産地は北米で、別名はニセアカシア。マメ科の落葉樹で高さは25mになる。やせ地でも生長が早く、耐乾性も強いので、斜面安定用、砂防用、街路樹、蜜源植物として、県内各地で植栽されている。地下茎を伸ばしておう盛に繁殖するので、短期間で樹林を拡大し、周囲の在来植物と競合する。	荒廃地の緑化には優れた樹木であるが、今後の新たな植栽は極力、避けるとともに、既存の樹林も在来種との競合が深刻であれば分布拡大の抑制や除去が必要である。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
79		外来モウセンゴケ類	ナガエモウセンゴケ、サスマタモウセンゴケなど外来のモウセンゴケ類は、湿地環境で生育する小型の多年草で、葉に粘液を分泌し虫を捕食する。このような食虫植物の愛好家は多く、ネット販売で容易に入手できる。県内の湿地に投棄や移植されると野生化し在来種と競合するおそれがある。西日本の各地の湿地で意図的な移植が確認されている。	栽培に当たっては、常に管理下で栽培し、栽培できなくなった場合は、野外へ遺棄することなく適切な処分を行う必要がある。また、野生化が確認された場合は、速やかに除去する必要がある。	
80		トウネズミモチ	中国原産のモクセイ科の常緑高木。大気汚染に強く移植が容易で生長が早いので、1960年代から街路樹や公園樹として多用されている。種子が鳥に運ばれるので容易に野生化して、在来の植生に影響を及ぼす可能性がある。近畿地方では河川敷に本種の樹林が形成されるなど野生化が報告されている。	既に県内全域で緑化木として多用されているが、現時点では野生化は問題となっていない。そのため既存木については当面は静観することとし、周囲の樹林での野生化が顕著であれば野生化した株の除去などを検討する。また、自然度の高い地域では本種の新たな植栽は避けることが望ましい。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
81		キシウウスズメノヒエ	北米原産。水湿地に生えるイネ科の多年草。1950年代ころから本県でも拡大し、現在は全県的に分布する。湿地に繁茂すると水面を覆い、在来水草と競合し、これを駆逐する。韓国では輸入禁止植物とされている。	繁茂した後の除去が困難であることから、自然度の高い地域の湖沼・水路や新たに造成した池ピオトープなどで発生した場合は、拡大を監視し、必要に応じて早い段階で除去を検討する。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
82	シナダレスズメガヤ	南アフリカ原産で別名はウィーピング・ラブグラス。耐乾性に強く、法面緑化のために多用されている。荒地や路傍で野生化しており、特に河川敷にまんえんすると砂のたい積を進行させるとともに河川敷に生育する在来種と競合する。	全国的に問題となっているが、中国地方や徳島県などの河川敷で問題となっており、法面緑化での採用は慎重にすべきである。また自然度の高い地域では必要に応じて除去する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種	
83	メリケンカルカヤ	北米原産のイネ科の多年草。耐乾性が強く、荒地、路傍、あぜなどに生育し在来種や農作物と競合する。	既に全県的に拡大しているが、自然度の高い地域において在来種との競合が懸念される場合は積極的に除去する。	環境省要注意外来生物リスト掲載種	

No.	分類群	種名	評価の理由〔被害の実態等〕	注意事項	備考
84	高等植物	ノハカタカラクサ	ツクサ科の多年草。南米原産で観賞用に導入され、逸出し、西日本で分布を拡大している。茎がツル状に伸びて在来の草本群落や林内に侵入し在来種と競合する。	栽培に当たっては、逸出を起ささない適切な方法で行うことが重要であるとともに、苗の野外への投棄は避ける必要がある。また、在来群落内で野生化し、在来種との競合・駆逐等のおそれがある場合には、積極的に防除する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
85		オオカナダモ	南米原産。トチカガミ科の沈水性の多年草。アナカリスや金魚藻として販売されている水草である。日本には雄株のみであり種子繁殖はできないが、殖芽や茎の断片から容易に栄養繁殖をする。既に県内の各地の水路で繁殖しており、在来水草と競合し圧迫している。	自然度の高い河川や池では積極的に除去する必要がある。栽培に当たっては、枝葉が河川に流出しないように管理する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
86		コカナダモ	北米原産。トチカガミ科の沈水性の多年草。日本には雄株のみであり種子繁殖はできないが、殖芽や茎の断片から容易に栄養繁殖をする。既に県内の各地の水路で繁殖しており、在来水草と競合し圧迫している。	自然度の高い河川や池では積極的に除去する必要がある。商品として流通していないが、魚類の移動などによって他の水系に移動するおそれがある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
87		ホテアオイ	ブラジル原産で別名はホテイソウ、ウォーターヒヤシンス。ミズアオイ科の浮遊性の水草で、冬期には大部分が枯れるが、翌年には再びおう盛に繁茂し水面を覆い尽くし、沈水性の水草を被陰して生育を阻害する。近年まで観賞用に園芸店で販売されており、逸出した株が県内各地の湖沼で確認されている。	大部分が栄養繁殖であるが、いったん、繁茂した場合は根絶することは容易でなく、栽培者は厳重に管理するとともに不用意な湖沼への投棄は厳に慎むべきである。また、湖沼で生育が確認された場合は、増殖する前に速やかに除去を検討する必要がある。	環境省要注意外来生物リスト掲載種
88		タカサゴユリ	台湾原産の多年草で観賞用に持ち込まれたものが逸出した。本県では1980年代から拡大を始め、特に高速道路など道路法面では急速に分布を拡大している。自然度の高い地域では生物相の混乱を来すことから、他県では名勝や自然公園において繁茂し除去している事例もある。	本県では各地の道路法面に生育しており、景観的には好意的に受け止められている場合が多い。しかし、繁殖力が強いので、特に自然度の高い地域では好ましいものではない。一部では観賞用で意図的に路傍に植栽することは避けるべきである。	